

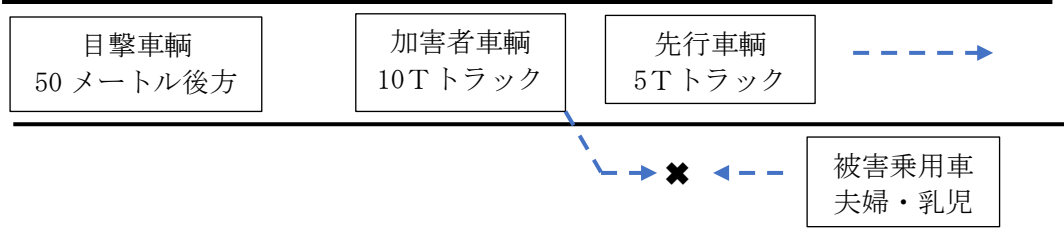
《いわゆるあおり運転をしていたと認めた事故事例》

秋田地判平 22. 7. 16 (交民集 43-4-879)

事案の概要

平 19. 12. 1 : 積雪・凍結あり

(片側一車線、追越禁止規制区間、直線道路で見通しがよい)



加害者車両は、約 11～12 キロメートルの間に、先行車両との車間距離を 3 メートル～5 メートルに詰め、一定の時間継続して走行する。車間距離を詰めたまま、ハンドルを右に切ってセンターラインをはみ出し、直後に左に切って元の位置に戻る運転を合計で 10 回程度行った。

加害者車両は、トンネル入口直前で接近したままハンドルを大きく右に切って追越しをかけ、被害車両と正面衝突した。

第三 当裁判所の判断

一 認定事実

前記前提事実に、後掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の事実が認められる。

(1) 被告乙山は、国道四 6 号線を岩手県盛岡市方面から秋田県仙北市方面に向けて走行していたところ、道の駅「雫石あねっこ」付近で先行車両に追いついた。先行車両は加害車両が追いついた時点では一定の速度で走行していた。なお、加害車両は最大積載量が 10 トンの貨物自動車であり、先行車両は 4～6 トンの貨物自動車であった。(甲二の一六、被告乙山本人)

(2) 被告乙山は、「雫石あねっこ」から事故現場直前の堀木橋に至るまでの約 11 ないし 12 キロメートルの間に、先行車両との車間距離を 3 メートルないし 5 メートルに詰めた上で、一定の時間継続して走行するという運転を少なくとも 3 回程度行った。

また、被告乙山は、このように車間距離を詰めた状態のまま、ハンドルを右に切ってセンターラインをはみ出し、その直後にハンドルを左に切って元の位置に戻るという一連の運転を先行車両に接近するごとに 2、3 回行っていたため、合計で 10 回程度は先行車両に接近したまま左右に進路を変えるという運転を行った。(甲二の一七、甲一八、被告乙山本人)

(3) 被告乙山は、加害車両が堀木橋にさしかかった際に、従前と同じように先行車両との車間距離を再度 3 メートルないし 5・4 メートルに近づけた上、堀木橋上でハンドル

を右に切ってセンターラインをはみ出し、再度左に切って元の位置に戻るといった運転を2回行った。

その後、被告乙山は、桂巢トンネル入口直前で先行車両の後方3ないし5・4メートルに接近したままの状態からハンドルを大きく右に切って追越しをかけたところ、加害車両が対向車線に出た直後に、同車線を進行してきた被害車両と衝突して本件事故が発生した。被告乙山は、衝突の瞬間まで対向車線を進行していた被害車両に全く気づくことがなかった。(甲二の一七、甲二の二五、甲一八、被告乙山本人)

(4) 本件事故の目撃者は、「雫石あねっこ」のあたりから本件事故現場に至るまでの間、加害車両の約50メートル後方で目撃車両を運転していた。本件事故が起こった直後、目撃者は、目撃車両から降りて被害車両に乗車していた亡夏男らの救出活動を行った。この際、亡夏男及び原告松子は、被害車両の前部の座席とボンネットの間に挟まれてうめき声を出している状態であり、亡秋男は、運転席側の後部座席に設置されたチャイルドシートの上で鼻から出血して身動きをしない状態であった。(甲二の一七)

(5) 亡夏男及び亡秋男は、本件事故後、救急車により市立角館総合病院(以下「角館病院」という。)に搬送された。午後3時ころ、原告春男は、本件事故が発生したことを電話により知らされた。原告春男及び原告竹子は、同病院で医師から亡夏男らの死亡を確認するように促され、午後4時50分ころ両名の死亡を確認した。(甲七の二の一、甲七の三、原告春男本人)

(6) 角館病院で作成された死亡診断書には、亡夏男の死因が肝臓破裂及び右大腿骨開放骨折による失血死、亡秋男が急性循環停止、脳挫傷と記載されており、いずれの死亡時刻も午後4時50分とされている。他方、角館病院のカルテ及びCT画像、救急隊の記録を基にして、後に八角病院が作成した診断書には、亡秋男が多所頭蓋骨骨折、広範脳挫傷によって即死したと記載されている。

(甲二の五、甲二の六、甲一〇)

二 争点(1)(亡夏男と亡秋男の死亡の先後関係)について

(1) 前記認定事実のとおり、亡秋男が目撃者の亡夏男らの救出作業時に既に鼻から出血して身動きをしない状態であったこと、八角病院の医師がX線やCT画像から判断できる広範な脳挫傷等の所見、心肺停止状態であるという救急隊現場到着時の所見、同様の状態である角館病院のカルテの所見を総合した上で、亡秋男が広範脳挫傷等により即死したと判断して診断書(甲一〇)を作成したと認められることなどに照らせば、亡秋男は、本件事故の衝撃によって頭部に重大な損傷を受け、目撃者が救出作業をした際には既に死亡していたものと認められる。

(2) これに対し、亡夏男は、肝臓破裂・右大腿骨開放骨折による失血により死亡したものであるところ、一般に受傷から失血により死亡するまでには多少の時間的間隔が生じるのが通常と考えられること、亡夏男が事故直後にうめき声を出しているのを目撃者が確認していることなどを総合考慮すれば、亡夏男は、少なくとも目撃者が救出作業した際に

は生存していたと認めることが相当である。

(3) この点、角館病院で作成された死亡診断書には、亡夏男及び亡秋男とも午後四時五〇分に死亡したとの記載があるが、前記のような事情に鑑みれば、亡夏男らが事故の四時間後に同時に死亡したとは考えにくい。

また、上記死亡診断書は、客観的に推察される死亡時刻を意識せずに、原告春男らによって亡夏男らの死亡が確認された時刻を便宜的に死亡時刻として記載したものであることがうかがわれるのであって、死亡時刻については、客観的な信憑性に乏しいというべきである。

(4) したがって、亡秋男は、亡夏男より先に死亡したものと認められる。

三 争点(2)(本件事故前に、被告乙山が先行車両に対して、いわゆる「あおり運転」をしていたか否か)について

(1) 前記認定事実のとおり、本件事故現場は片側の道幅わずか3メートルの片側一車線のはみ出し禁止区間の道路である上、本件事故時の路面は積雪と凍結の状態であったのであるから、そもそも本件事故現場で追い抜きを試みることも自体が相当に無謀な運転であったと言わざるを得ない。

これに加えて、被告乙山は、「雫石あねっこ」で先行車両に追いついてから、本件事故現場直前の堀木橋にさしかかるまでの間に、車重が重く、停止までに時間と距離を要する加害車両を先行車両から3ないし5メートルという距離にまで殊更に何度も近づけて走行した上、対向車との衝突の危険もある左右への進路変更とセンターラインオーバーを合計で10回程度繰り返すという危険な運転を継続的に行っている。その挙げ句、堀木橋上においても、同様に先行車両との車間距離を詰めた上で、左右に2回進路変更してセンターラインをオーバーし、その後3回目に対向車線に出た直後に本件事故を起こしている。そして、被告乙山が行った上記のような一連の運転行為が、加害車両の走行上必要な行為であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらによれば、被告乙山は、本件事故前に、先行車両に対して、不必要な威圧を与える、いわゆる「あおり運転」をしていたと認めるのが相当である。

(2) これに対し、被告らは、前記のような運転について、追越しのための準備行為にすぎないと主張し、被告乙山も、「雫石あねっこ」から本件事故現場までの間に、先行車両を何度か追い越そうとしたが、加害車両が先行車両を追い越そうとすると先行車両が速度を上げて追越しを妨害したために、何度も車間距離を詰めた上、対向車線の安全を確かめざるを得なかったという趣旨の供述をしている。

しかしながら、被告乙山の供述を前提としても、本件事故現場にいたるまでの間に、被告乙山は先行車両に三回は追越しの妨害をされているにもかかわらず、そのたびに再度追越しを試みて先行車両に接近したというのは納得し難いものであるといえるし、少なくともそのような運転をする必要性は認め難い。

また、被告乙山が対向車線の安全を確認するためにセンターラインを超えるのだとす

れば、センターラインを1回超えて安全確認をすれば足りるのであって、このような安全確認の際に対向車線に車を発見し、再度安全確認をする必要が生じることを考慮に入れたとしても（なお、被告乙山も目撃者も、本件事故当時の対向車線の交通量は多くなかったと供述している（甲二の一七、甲二の二五））、先行車両に接近するたびに2回も3回も左右への進路変更を繰り返す必要性は考え難い。

さらに、被告乙山は、実際に桂巢トンネル入口で追越しをかける前にも、堀木橋上で二回センターラインを超えているところ、堀木橋から桂巢トンネルにかけての道路は直線で見通しも良く、対向車線を進行してくる車を十分に発見できる条件であること、被告乙山が一回目のはみ出しで対向車を発見したわけでもないのに、先行車両を追い抜かず元場所に戻り、その後すぐに二回目のはみ出しを行っていること、三回目の進路変更で先行車両を追い抜く際には、センターラインを超えて対向車線の安全を確認することなく、一気に追い抜きをかけていること（被告乙山本人）などを総合的に考慮すれば、被告乙山がセンターラインを超えて加害車両を左右に進路変更した行為は、対向車線の安全を確認するための行為であったとは認め難い。

（3） なお、被告らは、加害車両に設置されていたタコグラフの解析結果からすれば加害車両の加減速は激しいものではないし、先行車両の加減速に応じて速度を変化させたにすぎないのであるから、被告乙山の運転を「あおり運転」と認めることはできないと主張する。

確かに、加害車両のタコグラフを解析した書面の内容（乙三）からすれば、加害車両の速度の増減のみをもって被告乙山が「あおり運転」をしたと認めることはできないとしても、（1）で指摘した先行車両への不必要な接近と左右への進路変更をも併せれば、先行車両に対して威圧を与える、いわゆる「あおり運転」をしていたと認定するには差し支えはないのであって、上記の解析結果は結論を左右するものではない。

したがって、この点についての被告らの主張には理由がない。

四 争点（3）（損害額）について

（1） 慰謝料額について

以下に掲げた事情によれば、本件事故は、被告乙山の一方的かつ重大な過失によって生じたものであると認められる上、これによって突然人生を絶たれた亡夏男らの無念は筆舌に尽くし難く、遺族である原告らの被告乙山に対する被害感情が峻烈であるのも当然である。

各人が受けた精神的苦痛は極めて大きく、これを慰謝するためには、亡夏男本人について2800万円、亡秋男本人について2200万円の慰謝料を認めるほか、亡夏男の死亡に関する遺族固有の慰謝料として、原告松子に400万円、原告春男及び原告竹子に各100万円、亡秋男の死亡に関する遺族固有の慰謝料として、原告松子に300万円、原告春男及び原告竹子に各50万円の慰謝料を認めることが相当である。

なお、争点（1）での判断のとおり、本件事故において亡秋男は、亡夏男より先に死亡

したため、亡夏男にも遺族固有の慰謝料請求権が発生するかが問題になる。

この点、上記慰謝料額は、亡夏男と亡秋男を一度に失ったという遺族の受けた精神的被害の大きさ等を考慮した金額であって、亡秋男の死亡に関して亡夏男に遺族固有の慰謝料を認めると二重評価になるとも考えられること、確かに、客観的な時間的先後関係でいえば、亡秋男は亡夏男より先に死亡しているが、亡夏男と亡秋男の死亡は、社会通念上は同一の機会におけるものと評価できることにより、亡秋男の死亡に関して亡夏男に遺族固有の慰謝料は認めないものとした。

ア 被告乙山及びその運転態様

(ア) 被告乙山は、衝突事故を起こした場合、極めて重大な結果を発生させ得る 10 トンの貨物自動車の職業運転手であり、通常の自動車運転手に比べても高度な注意義務が要求されていたこと

(イ) 被告乙山は、はみ出し禁止区間である上に、降雪の影響により路面状態の悪い片側一車線の道路のトンネル入口付近で追越しをして本件事故を起こしているが、そもそもこのような状況で追越しを行うこと自体が危険極まりなく到底許されないものであること

(ウ) 被告乙山は、本件事故前に、先行車両への過剰な接近と左右への進路変更の繰り返しという、先行車両に対して威圧を与える、いわゆる「あおり運転」をし、その「あおり運転」の果てに(イ)のような無謀な追越しに及んで本件事故を起こしているのであって、自動車を安全に走行させるという基本的な意識が欠如していたといわざるを得ないこと

(エ) 本件事故現場付近は、見通しも良く、対向車線を進行してくる対向車を発見することは容易であったにもかかわらず、被告乙山は、対向車線の安全をほとんど確認することなく進行を続けた上、本件事故現場でも安全確認せず、いきなり追越しを行ったため、本件事故を発生させたものであること

イ 被害者側の事情

(ア) 被害車両は、はみ出し禁止区間で先行車両の陰にいた加害車両がいきなり対向車線に進路変更してくるといふ全く回避不能の状態正面衝突をさせられており、亡夏男らにとって本件事故は予想外の出来事であるといえるのであって、亡夏男らには全く過失が存在しないこと

(イ) 本件事故によって、亡夏男が 21 歳、亡秋男が○歳 11 か月で死亡しているところ、亡夏男らからすれば、若くして将来を奪われるという重大な結果が生じているのであるし、原告松子からしても、結婚して 1 年余りの夫と幼い子供を一度に、原告春男及び原告竹子からしても、子供と孫を一度に失うという極めて悲惨な結果が生じていること

(2) 亡秋男に生じた損害について

ア 逸失利益 2093 万 9293 円

(ア) 基礎収入 554 万 7200 円

本件事故当時の平成 19 年度賃金センサスの男子全年齢平均賃金を使用する。

(イ) 生活費控除率 0.5

独身男性であるので、五割の控除を相当とする。

(ウ) ライプニッツ係数 7.5495

○歳から 67 歳までのライプニッツ係数 19.2391 から 0 歳から 18 歳までのライプニッツ係数 11.6896 を引いたもの

(エ) 計算式 $554 \text{ 万 } 7200 \text{ 円} \times 0.5 \times 7.5495$

イ 慰謝料 2200 万円

ウ 合計額 4293 万 9293 円

(3) 亡夏男に生じた損害について

ア 逸失利益 6942 万 9143 円

(ア) 基礎収入 554 万 7200 円

本件事故当時の平成 19 年度賃金センサスの男子全年齢平均賃金を使用する。

(イ) 生活費控除率 0.3

亡夏男は、原告松子一家の支柱であり、原告松子及び亡夏男を扶養する者として、3 割の生活費控除をすることが相当である。

(ウ) ライプニッツ係数 17.8801

21 歳から 67 歳までのライプニッツ係数

(エ) 計算式 $554 \text{ 万 } 7200 \text{ 円} \times 0.7 \times 17.8801$

イ 慰謝料 2800 万円

ウ 合計額 9742 万 9143 円

(4) 相続関係

ア 亡秋男関係の相続の処理

争点(1)での判断のとおり、亡秋男の死亡時には亡夏男は生存していたと認められるため、亡秋男の相続人は亡夏男及び原告松子となり、各自次の損害賠償請求権を相続した(なお、計算上生じる端数については、原告松子に割り付け、両者の合計で 4293 万 9293 円となるようにした。)

(ア) 亡夏男 2146 万 9646 円

4293 万 9293 円 \times 相続分 $\frac{2}{3}$

(イ) 原告松子 2146 万 9647 円

4293 万 9293 円 \times 相続分 $\frac{1}{3}$

イ 亡夏男が死亡時に有していた損害賠償請求権の内訳

(ア) 相続により取得した亡秋男の損害賠償請求権 2146 万 9646 円 (四(4)ア)

(イ) 亡夏男の死亡による亡夏男の損害賠償請求権 9742 万 9143 円 (四(3)ウ)

(ウ) 合計額 1 億 1889 万 8789 円

ウ 亡夏男関係の相続の処理

相続人は、原告松子、原告春男及び原告竹子であるため、各自次の金額を相続した(な

お、計算上生じる端数については、原告春男及び原告竹子に割り付け、原告らの合計で1億1889万8789円となるようにした。).

(ア) 原告松子 7926万5859円

1億1889万8789円×相続分3分の2

(イ) 原告春男 1981万6465円

1億1889万8789円×相続分6分の1

(ウ) 原告竹子 1981万6465円

1億1889万8789円×相続分6分の1

(5) 原告ら各自の損害額

ア 原告松子の損害額 1億1773万5506円

(ア) 亡秋男からの相続 2146万9647円 (四(4)ア(イ))

(イ) 亡夏男からの相続 7926万5859円 (四(4)ウ(ア))

(ウ) 亡秋男死亡による固有の慰謝料 300万円

(エ) 亡夏男死亡による固有の慰謝料 400万円

(オ) (ア)ないし(エ)の合計額 1億0773万5506円

(カ) 弁護士費用 1000万円

本件事案の内容等を総合的に考慮すれば、本件事故と相当因果関係がある弁護士費用としては1000万円が相当である。

イ 原告春男の損害額 2381万6465円

(ア) 亡夏男からの相続 1981万6465円 (四(4)ウ(イ))

(イ) 亡秋男死亡による固有の慰謝料 50万円

(ウ) 亡夏男死亡による固有の慰謝料 100万円

(エ) 葬儀関係費用 亡夏男及び亡秋男分 各150万円

原告春男は、亡夏男及び亡秋男の葬儀関係費用として、合計633万6150円を支出したことが認められるところ(甲六の一)、本件事故と相当因果関係がある損害は、各人につき150万円の範囲であると認めるのが相当である。

(オ) 物損 117万0518円

原告春男は、本件事故により被害車両相当額の損害を受けているところ、前記前提事実のとおり、物損の填補として117万0518円の支払を受けていることからすれば、同額の損害が発生したと認めることが相当である。

(カ) 損害の填補 367万0518円

原告春男は、物損の填補として117万0518円、本件事故の損害の填補として、被告会社から50万円、日本興亜損害保険株式会社から200万円の支払を受けているため、これらの合計額を控除する。

(キ) (ア)ないし(カ)の合計額 2181万6465円

(ク) 弁護士費用 200万円

本件事案の内容等を総合的に考慮すれば、本件事故と相当因果関係がある弁護士費用としては200万円が相当である。

ウ 原告竹子の損害額 2331万6465円

(ア) 亡夏男からの相続 1981万6465円(四(4)ウ(ウ))

(イ) 亡秋男死亡による固有の慰謝料 50万円

(ウ) 亡夏男死亡による固有の慰謝料 100万円

(エ) (ア)ないし(ウ)の合計額 2131万6465円

(オ) 弁護士費用 200万円

本件事案の内容等を総合的に考慮すれば、本件事故と相当因果関係がある弁護士費用としては200万円が相当である。

五 以上の次第であるから、原告らの請求は、被告乙山に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告会社に対し、民法715条1項に基づく損害賠償請求権に基づき、原告松子について1億1773万5506円、原告春男について2381万6465円、原告竹子について2331万6465円、及び上記各金員に対する不法行為の日である平成19年2月1日から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があるので認容し、その余は理由がないのでこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。